

相模湖地区社会福祉協議会備品貸出規程

(目的)

第1条 相模湖地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品を貸し出し、地域活動の推進と支援を行うことを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 本会は、次の各号に掲げるものから貸し出しの申し込みがあったときは、本会所有備品を貸し出すものとする。

- (1) 地区内自治会
- (2) 地区内の学校、幼稚園、保育園、福祉施設、スポーツチーム、子供会等の団体及び営利を目的としない地区内の個人及び団体
- (3) 市内の他地区社協、福祉施設、行政機関、市社協
- (4) その他会長が認めたもの

(貸出備品)

第3条 貸出備品は別表のとおりとする。

(貸出期間)

第4条 備品の搬出から搬入までの期間は、原則7日以内とする。

(申し込み方法と貸し出しの決定)

第5条 備品の貸し出しについては、次の各号により行う。

- (1) 利用の申し込みは、利用日の3か月前からとし、申し込み順に決定する。ただし、第2条第1号に掲げるものへの貸し出しを優先するため、他の団体等は利用日の2か月前からの申し込みとする。
- (2) 利用の申し込みは、本会事務局に来所し本会所定の申込書を提出する。電話での申し込みは仮予約とし、申込書の提出で正式な申し込みを受理したものとする。
- (3) 申し込みのできる日及び時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(利用料)

第6条 備品の利用料は無料とする。ただし、着ぐるみはクリーニング代として1体当たり1,000円を徴する。

(備品の搬出入)

第7条 備品保管場所からの搬出入は、原則として借用者自らが行う。なお、備品を返却する際は、貸出時の状態に戻した状態で行うものとする。

(備品の破損)

第8条 貸出し中に借用者などの故意または過失により備品が破損した場合は、借用者は原状に復する費用を負担するものとする。

(備品使用における事故賠償)

第9条 備品の貸出し中に事故が発生した場合は、一切の責任は借用者が負うものとする。

(備品貸出の取り消し)

第10条 備品の故障等により貸出が不可能になった場合、貸出しを取り消すことがある。

(取り消しに伴う特別事項)

第11条 取り消しにより生じた借用者側の損害については、本会は一切の責任を負わないものとする。

(備品の管理)

第12条 本会が定期的に点検を行い、事故防止に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

第3条関係

資機材名	個数	備 考
発電機	3	燃料：ガソリン ※消火器を設置
簡単テント	14	①2.4m×2.4m 12張 ②3m×3m 2張
おたすけテント	3	1.8m×1.8m
避難所間仕切りセット	6	
調理器具	1式	包丁・まな板・鍋等
炊飯器	2	電気式 2升炊き
プロジェクター	1	
スクリーン	1	
ノートパソコン	1	
CD・DVD ラジカセ	1	
綿菓子機	2	
ポップコーン機	4	
かき氷機	1	
トランシーバー	3	
ハンズフリーメガホン	1	
着ぐるみ	4	パンダ、イヌ、カエル、ウサギ 有料(1体1,000円)